

山形県知的財産管理審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 科学技術を活用して新たな価値や産業を生み出し続けることができる地域を構築することが求められており、知的財産（特許、実用新案、意匠又は商標に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。以下同じ。）を基にした比較優位性の確保と研究成果の技術移転等による県内産業におけるその活用の促進を図るため、山形県知的財産管理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、次の事項を審査する。

- (1)知的財産の登録に関すること。
- (2)知的財産の維持又は廃止に関すること。
- (3)知的財産の活用に関すること。
- (4)その他知的財産に係る事項で、特に重要な事項に関すること。

(構成)

第3条 審査委員会は、委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員は、本県の知的財産に関し識見のある者をもって充てる。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第4条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、審査委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、知的財産の審査に当たり必要と認められる者を審査委員会に出席させることができる。

(秘密を守る義務)

第5条 委員及び前条第3項の規定により審査委員会に出席した者は、審査委員会の業務に従事することにより知りえた秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第6条 審査委員会における知的財産の審査については、委員長が山形研究評価委員会（平成9年10月1日設置）に報告するものとする。

(事務局)

第7条 審査委員会の庶務を処理するため、産業労働部産業技術イノベーション課に事務局を置く。

- 2 事務局は、産業労働部産業技術イノベーション課の職員（産業科学技術政策を担当するものに限る。）をもって構成する。
- 3 事務局長は、産業労働部産業技術イノベーション課産業科学技術政策主幹をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。